

平成14年8月29日

財 政 部

## 盛岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

## 第1 改正の趣旨

法人税法において連結納税制度が創設され、これに伴う地方税法の一部を改正する法律が平成14年7月3日公布・8月1日施行、地方税法施行令の一部改正が7月30日閣議決定・8月1日公布されたことにより、法人の市民税の課税について盛岡市市税条例で引用している地方税法等の条項にずれが生じること及びその他所要の規定の整備が必要なため、盛岡市市税条例の一部を改正したものである。

## 第2 改正内容について

改 正 内 容		適 用 関 係														
<p>1 法人市民税</p> <p>法人税法において連結納税制度が創設されたことに伴い、地方税法等の一部改正が行われ、下表のとおり盛岡市市税条例で引用している地方税法等についても条項にずれが生じることとなるため、当該部分を改正するとともに、連結納税制度選択法人についても災害等に係る納期限の延長の規定及び法人の市民税に係る納期限延長の場合の延滞金の規定等の適用を整備する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連する地方税法等の改正条項</th> <th>引用等している市税条例条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 地方税法第321条の8</td> <td>・ 第16条 (延滞金関係)</td> </tr> <tr> <td>・ 地方税法第312条の3</td> <td>・ 第34条 (均等割の税率)</td> </tr> <tr> <td>・ 地方税法施行令第45条の3</td> <td>・ 第45条の5 (法人市民税の申告納付)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 第45条の6 (法人税割に係る不足税額の納付手続)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 第45条の7の2 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 附則第3条の3 (納期限の延長に係る延滞金の特例)</td> </tr> </tbody> </table>		関連する地方税法等の改正条項	引用等している市税条例条項	・ 地方税法第321条の8	・ 第16条 (延滞金関係)	・ 地方税法第312条の3	・ 第34条 (均等割の税率)	・ 地方税法施行令第45条の3	・ 第45条の5 (法人市民税の申告納付)		・ 第45条の6 (法人税割に係る不足税額の納付手続)		・ 第45条の7の2 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)		・ 附則第3条の3 (納期限の延長に係る延滞金の特例)	平成15年3月31日以後に終了する事業年度分の法人の市民税から適用
関連する地方税法等の改正条項	引用等している市税条例条項															
・ 地方税法第321条の8	・ 第16条 (延滞金関係)															
・ 地方税法第312条の3	・ 第34条 (均等割の税率)															
・ 地方税法施行令第45条の3	・ 第45条の5 (法人市民税の申告納付)															
	・ 第45条の6 (法人税割に係る不足税額の納付手続)															
	・ 第45条の7の2 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)															
	・ 附則第3条の3 (納期限の延長に係る延滞金の特例)															

## 連結納税制度と法人市民税

法人税法上で連結納税制度を選択した法人であっても、法人の市民税の課税においては、地域における受益と負担という関係を考慮し、各単体法人を納税単位とするという観点は、現行どおりとなっている。ただし、法人税割の課税標準の捉え方において、従来は各単体法人ごとの法人税額（国税）をそのまま課税標準としていたが、同制度を選択した場合は、連結法人税額をグループ内の各単体法人の所得等に応じて配分されたものを課税標準とすることとなった。

※ 平成15年3月31日以後の事業年度分の法人市民税は、平成15年4月以後に申告納付が行われるが、解散等が行われた法人については事業年度内に清算等に関する申告書を市に提出する必要がある、その際に適用する市税条例において引用している地方税法等に条項ずれがあれば適切な課税に支障をきたすこととなること、また、地方税法施行令の一部改正については、7月30日に閣議決定8月1日施行であったこと等のため議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、市税条例の一部改正を専決処分により行ったものである。

### 第3 施行期日

- 1 この条例は、平成14年8月1日から施行する。